

## SEC フラッシュレポート

SEC が報告書における証券取引法上の開示に関してよくある質問に対する回答を公表  
(2004年6月22日)

証券取引委員会(SEC)は、経営陣による企業改革法404条に基づく内部統制報告書の発行と四半期報告書における証券取引法上の開示に関してよくある質問に関する回答をそのウェブサイトで公表した。

これらの回答は、委員会の規則の履行と解釈に関して SEC スタッフが折にふれて受けた質問に対処するものである。以下の事項を含む 18 の質問があげられている：

- 変動持分事業体(variable interest entity)や比例連結(proportionate consolidation)で会計処理されている事業体など、議決権支配以外の性質に基づき連結対象となっている組織
- 持分法に基づき会計処理される投資
- 会計年度内の重大な企業買収
- 内部統制に関する経営者報告
- 早期適用企業であるかのテストを行うタイミング
- 最初の経営者内部統制報告書に対応するために行われたコントロールの変更ないし改善に関する開示
- 財務報告に関する内部統制における重要な不備および重大な欠陥に関する開示
- 外国の事業体の財務報告に関する内部統制を評価するタイミング
- 重要な不備と重大な欠陥の定義
- 委託会社とサービス受託会社の監査人が同一の場合
- 小規模ビジネスの発行体へのガイダンス
- 監査人の独立性

これらのよくある質問への回答は、主任会計官室(the Office of the Chief Accountant)および企業金融部(the Division of Corporate Finance)のスタッフの見解を反映している。これらの回答は公式な規則、SEC の規則または声明ではなく、委員会によって承認されてもいなければ否認されてもいない。スタッフの見解を理解するためには、委員会によって公表された文書をレビューすることである。関心のある方は、以下の URL で文書が入手できる。

<http://www.sec.gov/info/accountants/controlfaq0604.htm> 我々は、特定の事項に関するスタッフの見解を以下に要約した。

**変動持分事業体(variable interest entity)や比例連結(proportionate consolidation)で会計処理されている事業体など、議決権支配以外の性質に基づき連結対象となっている組織**

SEC は、一般的には、連結の根拠にかかわらず、全ての連結対象事業体の財務報告に関する内部

統制について経営者報告書が出されることを期待している。しかし、2003年12月15日以前に存在し、FASB 解釈指針 No.46 によって連結されている事業体(つまり、そのガイダンスの適用がなかったら事業体は連結されていなかったろう、ということの意味する)のケースがありうる。あるいは登録企業が連結対象事業体の内部統制を修正し評価する権利や権限を持たないという場合、EITF 00-1 に従い比例連結により会計処理されている場合等、現実には評価を行う能力を欠いているという場合もありうる。そのような状況では、経営陣が内部統制報告書または年次報告書の中で、当該事業体の内部統制について評価を行わなかったことを開示し、登録企業の財務報告に関する内部統制の有効性に関する結論は当該事業体の内部統制にまで及ばないということを指摘すべきであると SEC スタッフは考えている。登録企業は、また、内部統制が評価されていない事業体を連結することにより生じる総資産、純資産、売上、純利益を開示すべきである。同開示は、登録企業が事業体のコントロールを決定し又は修正する能力を持たず、そして現実にそれらのコントロールを評価する能力を持たないため、連結財務諸表に含まれる特定の事業体の内部統制の有効性を経営陣は評価することができなかったということを、開示において指摘すべきである。

### 持分法に基づき会計処理される投資

持分法に基づき会計処理される被投資企業は、投資をおこなう企業の財務諸表において各財務諸表項目ごとに連結されるわけではない。それゆえ、勘定への取引の記録に関する被投資企業の内部統制は、発行体の内部統制構造の一部ではない。しかし、発行体は投資が連結財務諸表に適切に記録されることを確保するためのコントロールを保有していなければならない。

### 会計年度内の重要な企業買収

SEC は、企業買収の完了日と買収した企業の会計年度末の期間内に財務報告に関する内部統制の評価を行うことが経営陣にとって不可能な規模である「買収された事業体」の問題について、救済措置を認めている。通常全ての連結企業をその範囲に含めることが経営陣に期待されているとスタッフは述べているが、「買収された事業体」の財務報告に関する内部統制の評価を十分な時間をもって行うことが常に可能なわけではないことを認めている。したがって、「買収された事業体」が除外されたことが十分に開示され、買収によって生じた財務報告に関する内部統制へのすべての重大な変更について発行体が開示する限り、経営陣が内部統制に関する経営陣の報告から「買収された事業体」を除外することに對しスタッフは反対しないだろう。加えて、「買収された事業体」の財務報告に関する内部統制を内部統制の評価から経営陣が除外することができる期間は、買収日から一年を超えることはできないし、当該事業体の評価は内部統制に関する経営者の年次報告書から1回以上除外されてはならない。

### 内部統制に関する経営者の報告

経営陣は、内部統制報告書に限定を加えることはできない。例えば、経営陣は企業の内部統制と手続は、特定の問題が識別された範囲を除き有効であると述べることはできないし、また、同様の限定的

な結論を表明することもできない。経営陣は、企業の財務報告に関する内部統制が有効であるかどうかを結論付ける際、これらの問題を考慮に入れなければならない。

### 早期適用企業かの判定を行うタイミング

404 条をいつから遵守しなければならないかを判定するため、登録企業が早期適用企業であるかどうかをいつ決定するのかという質問がよくなされる。まだ早期適用の対象ではない企業は、会計年度末に早期適用企業であるかどうかを、直近の第2四半期の最終営業日現在の市場に出ている普通株の市場価格に基づき、決定しなければならない。また、早期適用企業の定義のその他の要素も考慮しなければならない。

### 最初の経営者内部統制報告書に対応するために行われたコントロールの変更ないし改善に関する開示

一般に、SEC は、登録企業が定期的な内部統制の改善を行うことを期待しており、企業改革法 404 条のもとでの規則の履行期限より前になされるか否かにかかわらず、コントロールに関する全ての重要な変更を開示することを歓迎する。しかし、登録企業が財務報告に関する内部統制についての最初の経営者報告書に対応するために行われた変更を開示しなかったとしても、スタッフは異議を唱えないであろう。とはいえ、もし経営陣が重大な欠陥を特定した場合は、その事実および重大な欠陥に対処するためになされた変更を開示すべきかどうかを慎重に考慮すべきである。

Regulation S-K または S-B の Item308 による財務報告に関する内部統制についての登録企業の最初の経営者報告書の発表後は、登録企業は全ての四半期報告書および年次報告書においてすべての重大な欠陥を識別し開示することが義務付けられる。財務報告に関する内部統制への変更(改善を含む)が、必ずしも識別された重要な不備または重大な欠陥に対処するためではなくても、もしそれが登録企業の財務報告に関する内部統制に重大な影響をあたえる(例えば、新しい情報システムの実施)ならば、開示が必要である。

### 財務報告に関する内部統制における「重要な不備(Significant Deficiency)」および「重大な欠陥(Material Weakness)」に関する開示

登録企業は、全ての「重大な欠陥」を識別し開示しなければならない。もし経営陣が「重要な不備」を識別したなら、「重要な不備」の存在および性質を開示することは義務ではない。しかし、もし経営陣が、他の「重要な不備」とあわせて考慮した場合に「重大な欠陥」になると判断される「重要な不備」を識別した場合、経営陣は「重大な欠陥」を開示し、その開示を理解するために重要であるならば、「重要な不備」の性質についても公開しなければならない。

「重要な不備」に対処するために開示統制と手続または財務報告に関する内部統制のどちらかに重大な変更があったならば、登録企業はそのような変更を開示する義務があり、さらに開示が誤解を招くこ

とがないように「重要な不備」の性質について記述することが必要かどうかを考慮すべきである。

## 外国の事業体の財務報告に関する内部統制を評価するタイミング

海外事業を行う多くの登録企業では、財務報告目的で特定の海外子会社から業績に関する報告を受け取る際にタイムラグがある。例えば、スタッフは 30 日のタイムラグの例を示している。つまり、年度末が 12 月 31 日の登録企業は、11 月 30 日が年度末の海外子会社の事業を連結するかもしれない。この決算期末の差異は、財務報告に関する内部統制の評価に関して許容可能である。

## 「重要な不備」と「重大な欠陥」の定義

SEC スタッフは、PCAOB の「重要な不備」と「重大な欠陥」の定義を SEC の規則を解釈する際に適用する。

## 委託会社とサービス受託会社の監査人が同一の場合

経営陣が特定の機能を第三者であるサービス受託会社に委託した場合でも、経営陣には委託した業務に関するコントロールを評価する責任がある。しかし、委託会社と受託会社の監査人が同一の場合でも、経営陣は SAS 70 の Type 2 報告書(サービス受託会社の内部統制報告書)に依拠することが可能である。他方、もし経営陣が登録企業の監査人である会計事務所にサービス受託会社に関する SAS 70 の Type 2 報告書の作成を依頼するならば、経営陣は財務報告に関する内部統制を評価する目的でその報告書に依拠することはできない。経営陣はサービス受託会社との間で受け渡す情報に対するコントロールを然るべく維持し、評価することに関しては、依然として責任を有している。

## 小規模ビジネスの発行体へのガイダンス

404 条の実施に関する SEC 最終規則は発行体の規模の大小を区別していないが、SEC は、最終規則に付随するリリースで指摘したように、多くの小規模発行体は財務報告に関する内部統制を評価する際に困難に直面するであろうということを認めている。SEC スタッフは、COSO のような機関がより小規模の発行体のための特別の内部統制フレームワークを開発するための努力を支持するだろう。

## 監査人の独立

内部統制の文書化や内部統制を変更するアドバイスを与えるにあたって監査人が経営陣に対して限定的な支援を行うことは許容されている。しかし、経営陣は、財務報告に関する内部統制の評価、文書化そしてテストングに対する最終的な責任を負っている。

(終)